

ガス燃料機関の圧力逃し装置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編

改正事項

ガス燃料機関の圧力逃し装置に関する事項

改正理由

ガス燃料船及び液化ガスばら積船に搭載されるガス燃料機関にあつては、失火やメタンスリップ等により、未燃ガスが排ガス管に漏洩及び滞留することで爆発が生じる恐れがある。そのため、IGF コード第 10 規則及び IGC コード第 16 規則では、爆発に対するガス燃料機関の保護を目的として、当該設備の主要な構成要素に対する適当な圧力逃し装置の設置が要求されている。

当該規定に関し、ラプチャディスク等の自動閉鎖機能を有しない圧力逃し装置を設ける場合、例えば排ガスが連続的に閉鎖区画内に噴出することにより、同区画における酸素欠乏等の恐れがある。このため、人的被害を未然に防ぐべく圧力逃し装置からの噴出ガスについては、適切な場所へ放出できるよう措置する必要があると考えた。

このため、ガス燃料機関の圧力逃し装置に関する規定を見直すべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編並びに同検査要領附属書において、ガス燃料機関に設ける圧力逃し装置は、排ガスを連続的に機関室又はその他の閉囲区画に逃さないものとする旨規定した。
- (2) 鋼船規則 GF 編及び N 編の要件と同様、同規則検査要領の附属書において、ガス燃料機関に設ける圧力逃し装置の作動により排気を行う際は、人から離れた安全な場所に放出する旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 GF 編 GF10.2.2, 附属書 3 2.3.2, 附属書 4 2.3.2

鋼船規則検査要領 N 編 N16.7, 附属書 3 2.3.2, 附属書 4 2.3.2